

放課後児童健全育成事業の設置及び
運営に関する基準を定める条例
(調整方針案)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童クラブ）の設備及び運営に関する基準条例の考え方

○児童福祉法の改正に基づく政省令の定めに従い、加賀市として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め、事業の充実及び質の向上等の確保を図り、適正かつ健全な運営のもと、安全・安心の事業の確立を図る。

○平成 26 年度までは、国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」及び県が策定した「石川県放課後児童クラブ運営基準」に準拠していたが、今般、条例の制定にあたっては国が定めた内閣府令に基づき、最低基準を策定する。

2. 内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の調整方針案は以下のとおりである。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

国が示す基準の内容	加賀市の基準案	放課後児童クラブ ガイドライン (国)	放課後児童クラ ブ運営基準 (県)
<p>・ 児童の集団の規模</p> <p>○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>市の実情を踏まえて検討する</p> <p>おおむね40人以下</p>	<p>おおむね 40人程度まで 最大70人まで</p>	<p>40人を超えないことが望ましい</p>
<p>・ 施設・設備</p> <p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>市の実情を踏まえて検討する</p> <p>児童1人につきおおむね 1.65㎡以上</p>	<p>児童1人につき 1.65㎡以上が望ましい</p>	<p>児童1人につき1.65㎡以上が望ましい</p>
<p>・ 開所時間</p> <p>○小学校の授業の休業日については、1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。</p>	<p>市の実情を踏まえて検討する</p> <p>○授業の休業日 1日につき 8時間以上</p> <p>○授業の休業日以外の日 1日につき 3時間以上を原則</p>	<p>地域の実情、保護者の就労状況を考慮</p> <p>なお、 授業の休業日 1日8時間以上</p>	<p>地域の実情等を考慮</p> <p>なお、授業の休業日を問わず 1日平均 3時間以上</p>